

施設名 湯布院町上水道 水質区分 原水  
 浄水場 並柳浄水場系  
 採水地点 並柳浄水場系 第3水源 湧水（マンホール手前側槽内部）

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準 No	項目名				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基準 1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	14			
基準 2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない				
基準 3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準 4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準 5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準 6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準 7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準 8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準 9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下				
基準 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下				
基準 12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準 13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準 14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準 15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準 16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン		1回/3月*	0.04 以下				
基準 17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準 18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準 19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準 20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準 21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準 22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準 23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準 24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準 25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準 26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準 27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準 28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準 29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準 30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準 31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準 32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準 33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準 34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準 35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準 36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準 37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準 38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下				
基準 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準 40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準 41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準 42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準 43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準 44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準 45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下				
基準 47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下				
基準 48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準 49	臭気	不可	1回/月	異常でない				
基準 50	色度	不可	1回/月	5 以下				
基準 51	濁度	不可	1回/月	2 以下				
追加	大腸菌（定量）				0			